国会事項

衆議院

会期延長議決及び通知

六月二十二日本院は国会の会期を六月二十三日から八月三十一日まで七十日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

法律公布奏上通知書受領

六月二十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

総合特別区域法

議案通知書受領

六月二十二日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

総合特別区域法案

質問書提出

六月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国際熱核融合実験炉（ＩＴＥＲ）の実験開始時期に関する質問主意書（木村太郎提出）

インターネット上に流出した警察捜査資料に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する第三回質問主意書（浅野貴博提出）

お茶における放射性物質の暫定規制値に関する質問主意書（大口善徳提出）

参議院

通知書受領

六月二十二日衆議院から、同院は国会の会期を六月二十三日から八月三十一日まで七十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

議案送付（予備審査）

六月二十二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久外九名発議）

議決通知

六月二十二日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

総合特別区域法案

質問主意書提出

六月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する再質問主意書（田村智子提出）（第二〇六号）

今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての方針に関する質問主意書（若林健太提出）（第二〇七号）

「君が代」に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第二〇八号）

検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第二〇九号）

質問主意書転送

六月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

アメリカ国債の保有と売却に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第二〇〇号）

東日本大震災により生じたがれきの処理に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第二〇一号）

有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書（加藤修一提出）（第二〇二号）

改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対する支援措置と定期点検の在り方に関する質問主意書（加藤修一提出）（第二〇三号）

病院向け自家発電設備の整備に関する質問主意書（上野通子提出）（第二〇四号）

東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問主意書（上野通子提出）（第二〇五号）

法律公布奏上及び通知

六月二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

総合特別区域法

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第四号

国立国会図書館事務文書開示規則を次のように定める。

平成二十三年六月二十四日

国立国会図書館長　長尾　眞

国立国会図書館事務文書開示規則

（趣旨）

第一条　この規則は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の趣旨を踏まえ、国立国会図書館（以下「館」という。）が保有する事務文書の開示についての運用の基本を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、「事務文書」とは、館の職員が事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、館の職員が組織的に用いるものとして、館が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二　館が収集した図書館資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて館が閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を記録したもの

三　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第十五条第一号から第三号までに掲げる職務に係るものその他の立法及び立法に関する調査に係るもの

（開示の原則）

第三条　館長は、館の保有する事務文書の開示を求められた場合には、開示を求めた者に対し、当該事務文書を開示するものとする。ただし、当該事務文書に、次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときは、この限りでない。

一　開示につき法令に別段の定めのある情報

二　情報公開法第五条各号に掲げる情報に相当する情報（立法及び立法に関する調査に係る事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを含む。）

三　会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれのあるもの

（部分開示）

第四条　館長は、開示を求められた事務文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。